

財団法人 鉄道総合 技術研究 所	東京都国分 寺市光町二 丁目八番地 三十八	第十一号第一項 の鉄道の施 設検査	財団法人日本鋼索交通協会大阪索道 検査事務所 大阪府大阪市中央区常 磐町二丁目三番十六号	財団法人日本鋼索交通協会広島索道 検査事務所 広島県広島市中区上八 丁堀七番二十三号	昭和六十 二年八月一 日

2 法第五十一条第二項の規定による公示（検査の業務の全部又は一部の休止の許可に係るものに限る。）、法第五十二条第三項の規定による公示（検査の業務の全部又は一部の停止の命令に係るものに限る。）及び法第五十三条第二項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第十七条 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

（公示）

第四十五条 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日
財団法人運行管理者試験センター	東京都新宿区四谷三丁目二番地トラツク会館内	東京都新宿区四谷三丁目二番地トラツク会館内	平成十三年四月一日

2 法第五十六条第二項の公示（試験事務の全部又は一部の廃止の許可に係るものを除く。）、法第五十七条第三項の公示（指定の取消しに係るものを除く。）及び法第五十八条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

（タクシー業務適正化臨時措置法施行規則の一部改正）

第十八条 タクシー業務適正化臨時措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（公示）

第十六条の二 指定登録機関の名称、住所、指定に係る指定地域、登録事務等を実施する事務所の所在地及び登録事務等の実施を開始する日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	指定に係る指定地域	登録事務等を実施する事務所の所在地	登録事務等の実施を開始する日
財団法人東京タクシー近代化センター	東京都江東区南砂七丁目三番三三三	タクシー業務適正化臨時措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）第一条に規定する東京地域	東京都江東区南砂七丁目三番三三三	昭和四十五年八月十六日
財団法人大阪タクシー近代化センター	大阪府鶴見区鶴見四丁目五番九号	タクシー業務適正化臨時措置法施行令第一条に規定する大阪地域	大阪府鶴見区鶴見四丁目五番九号	昭和四十五年八月十六日

第三十九条の次に次の一条を加える。

（公示）

第三十九条の二 試験事務を行う適正化事業実施機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人東京タクシー近代化センター	東京都江東区南砂七丁目三番三三三
財団法人大阪タクシー近代化センター	大阪府鶴見区鶴見四丁目五番九号

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十九条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の三項を加える。

7 次の各号に掲げる自動車について新規検査を申請する場合には、当該各号に定める書面をもつて前二項に規定する書面（第二号に定める書面にあつては、道路運送車両の保安基準第三十条第二項に掲げる基準に適合するものであることを証する書面を除く。）とすることができる。

一 法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証

二 法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車 第六十三条の規定による排出ガス検査終了証

三 外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が製作した自動車（前二号に掲げるものを除く。）であつて当該自動車の製作者がその構造及び性能を記載した書面を提示するもの 国土交通大臣が認定する者（以下「認定試験機関」という。）が行う試験の結果を記載した書面

8 前項第三号の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公平になるおそれがないこと。

9 認定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本自動車輸送技術協会	東京都千代田区麹町五丁目七番地秀和紀尾井町TBRビル

第四十二条第二項中、「第五項及び第六項」を「及び第五項から第九項まで」に改める。

第五十七条第四号中「であつて国土交通大臣の定める者の行う検査に合格したものであること又は地方運輸局長が自動車の分解整備用として適当であると定めたもの」を削る。

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第二十条 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。